

石川県公報

令和3年8月17日

第13431号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

公 告		公安委員会 正 誤	
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課) 1	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	3
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 2	○平成25.25第12567号中	4

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

令和3年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 A類疾病及びB類疾病

医師の氏名	医師が協力を 承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
佐 伯 孝 彦	県内全域	野々市市扇が丘7番1号 金沢工業大学扇が丘診療所
山 崎 恵 大	〃	〃
門 野 至	〃	〃
岡 本 一 也	〃	野々市市郷町262番地2 金沢脳神経外科病院
石 井 宏 和	〃	金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院
上 村 慶 太	〃	〃
大 筒 将 希	〃	〃
押 尾 香 那	〃	〃
五 味 紀 真	〃	〃
山 崎 大 海	〃	〃
石 井 宏 和	〃	金沢市京町23番5号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北診療所
上 村 慶 太	〃	〃
大 筒 将 希	〃	〃
押 尾 香 那	〃	〃
五 味 紀 真	〃	〃
山 崎 大 海	〃	〃

2 A類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
河 村 諭	県内全域	金沢市戸板4丁目35番地 といたレディースクリニック
深 澤 奈都子	〃	金沢市近岡町428-1 医療法人社団健巧会 なつこクリニック
岡 村 愛	〃	〃

3 B類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
相 馬 大 輔	県内全域	金沢市下新町6番26号 社会医療法人財団 恵寿金沢病院
土 田 達	〃	〃
高 多 佑 佳	〃	〃
向 坂 喜 湖	〃	金沢市馬替2-132 南ヶ丘クリニック
小 島 好 司	〃	金沢市豊穂町3番地 こじま内科クリニック
藤 坂 悠 司	〃	金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院
妙圓蘭 雅美	〃	〃
藤 坂 悠 司	〃	金沢市京町23番5号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北診療所
小 岩 大 輔	〃	〃

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和3年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー津幡店

河北郡津幡町字横浜へ66番 外14筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) どんたく津幡店

(変更後) バロー津幡店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社どんたく

代表取締役 山口 宗大

七尾市作事町80番地

(変更後) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

3 変更の年月日

令和3年5月22日

4 変更する理由

(1) 大規模小売店舗の名称に変更が生じたため

(2) 小売業者の名称、代表者、住所に変更が生じたため

5 届出年月日

令和3年7月30日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び津幡町産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和3年8月17日から同年12月17日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年12月17日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第89号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月17日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第2（一方通行）白山警察署管内の表64の項及び65の項を次のように改める。

64	削	除
65	削	除

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表202の項を次のように改める。

202	削	除
-----	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表283の項を次のように改める。

283	削	除
-----	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表に次のように加える。

558	市道額谷末松線	野々市市中林一丁目50番地先	粟田六丁目方向から上林四丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から8:00まで（土、日曜日、休日を除く。）
559	市道中林10号線	野々市市中林一丁目43番地先	粟田六丁目方向から藤平方向及び上林四丁目方向への右左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から8:00まで（土、日曜日、休日を除く。）
560	市道中林10号線	野々市市中林一丁目54番地先	中林三丁目方向から藤平方向及び上林四丁目方向への右左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から8:00まで（土、日曜日、休日を除く。）
561	市道中林11号線	野々市市中林一丁目37番地先	中林三丁目方向から藤平方向及び上林四丁目方向への右左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から8:00まで（土、日曜日、休日を除く。）
562	市道中林11号線	野々市市中林一丁目59番地先	中林三丁目方向から藤平方向及び上林四丁目方向への右左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から8:00まで（土、日曜日、休日を除く。）
563	市道中林12号線	野々市市中林一丁目66番地先	中林三丁目方向から藤平方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から8:00まで（土、日曜日、休日を除く。）

別表第4（指定方向外進行禁止）七尾警察署管内の表169の項、170の項、171の項、172の項、173の項、180の項及び181の項を次のように改める。

169	削	除
170	削	除
171	削	除
172	削	除
173	削	除
180	削	除
181	削	除

別表第6（車両の通行禁止）白山警察署管内の表22の項を次のように改める。

22	削	除
----	---	---

別表第10（普通自転車歩道通行可）金沢中警察署管内の表32の項及び33の項を次のように改める。

32	削	除
33	削	除

正 誤

平成25年2月5日発行の石川県公報第12567号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
5	大規模小売店舗の新設の届出の公告	(1)大規模小売店舗を設置する者 山成商事株式会社 代表取締役 山口 成俊 七尾市作事町80番地	(1)大規模小売店舗を設置する者 株式会社クラハシ 代表取締役 山口 成俊 河北郡津幡町字横浜へ66番地